

「年金給付システム周辺サーバシステムサーバ設備等のリース及び保守業務等(令和6年4月～令和13年6月)」
調達仕様書(案)に係る意見等

令和5年9月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P5	1.6.2 延長契約	要望	「契約延長(最大1年を想定)を可能とし、かつ延長契約期間においても保守対応が可能となるハードウェアを選定すること。」との記載がございますが、令和14年5月末までの契約延長を考慮した場合、最大で84ヶ月(約7年間)使用することとなります。今回調達する製品において契約延長を含む契約期間中に製品のサポート期間の終了が避けられない場合には、これらの製品の扱いについては、予め機器を確保することや、機器を交換して対応することも可能とするよう仕様書への反映をお願いいたします。	原則として、調達仕様書「1.6.2 契約延長」に記載のとおり、契約延長を可能とし、かつ延長契約期間においても製品サポートが可能となるハードウェアを選定願います。 なお、ロングライフモデルの選定や保守機交換の採用など受託事業者の提案を妨げるものではございません。
2	調達仕様書 P5	1.6.2 延長契約 (1)	要望	「契約満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。(1) ハードウェア保守経費、システム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」の記載がございますが、延長契約の際には製品によっては年単位更新に限るサポート保守がございます。提供費用について貴機構と協議可能な旨が記載されておりますが、延長期間が年単位ではない場合におきましても、年単位費用にて協議させていただけることが含まれている認識でよろしいでしょうか。 また、製造元の都合によりサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合同等のサービスの提供が困難となるため、その際は別途協議をさせていただく理解でよろしいでしょうか。	契約を延長する場合において、年単位契約の製品においても、本契約の月額を超えない額で提供願います。 なお、「有償サポート契約の締結」、「納品時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、受託事業者、関連業者及び機構は、バージョンアップ等対応の要否を判断するため、協議を行うこととします。
3	調達仕様書 P5	1.6.2 延長契約 (1)	質問	契約延長時、「ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」「なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合、機構と協議することとする。」とございますが、協議内容について市場価格の動向と技術確認、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議できることが含まれている認識でよろしいでしょうか。	契約延長時、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合、市場価格の動向等、延長時の状況を鑑みて協議を行うこととします。
4	調達仕様書 P6	1.6.2 延長契約 (3)②	質問	契約期間の延長により、部分集約を行う場合、部分集約に伴う納入成果物の変更、環境変更、動作検証等の追加作業が発生する認識です。 当該追加作業は、部分集約に伴う産廃経費の変更契約を実施する際に、貴機構と協議の上あわせて変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(3)②」に記載のとおり、撤去・集約対象となる機器等に応じて、経費内訳の廃棄経費算出根拠に準じて算定した金額に、減額の契約変更を行います。
5	調達仕様書 P15	表4.2.1.1納品成果物一覧	要望	「初期動作確認結果報告書」の納入期限が「機器納品期限まで」とありますが、初期動作確認は機器を納入後実施及び報告となるため、納入期限を「初期動作確認完了後」等へ記載見直しを検討頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「7.4 検査(1)」に記載のとおり、「初期動作確認結果報告書」の納品をもって、機器の納品検査が完了することから、「初期動作確認結果報告書」は機器納品期限までに納品願います。
6	調達仕様書 P24	4.2.4履行期限	質問	本受託業者が製品導入・保守を行う対象システムである「年金給付システム周辺サーバシステムサーバ」については、年金給付に係る基幹業務を補完する業務やサーバの運用・監視を担うシステムとして26業務の区分を担う大規模なシステムであるため、本受託業者の役務に遅延が生じ、結果的に本番稼働が遅れた場合、年金給付事業が滞ることで、国民生活へ多大なる影響が出るものと認識しております。また本システムの更改にあたっては、本受託事業者が引き渡した環境に対しシステム開発等事業者が後続の環境構築、テスト等を行うものであるため、本受託事業者は履行期限に記載の期日までにシステム開発等事業者へ確実に環境引渡しを行い、引渡し後も各テスト工程においては関連事業者と密に連携し、遅滞なく対応することが求められているとの認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、受託事業者はシステム更改にあたり履行期限に記載の期日までに必要な役務を実施して頂きます。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
7	調達仕様書 P24	4.2.4履行期限	質問	ハードウェア及び市販ソフトウェアの納品期限:令和6年7月1日 「4.1.1(1)③①初期動作確認テスト」までを完了していること。 と記載されていますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策、半導体不足等により納期を遵守することが困難な場合は、協議可能との認識でよろしいでしょうか。	入札時点においては、仕様書記載の期限が遵守できることを求めています。 入札後の著しい事情の変更により、納期の遵守が困難となった場合は、協議を行うこととします。
8	調達仕様書 P27	5.2 (3)	要望	「当該管理体制を確認する際の参照情報として～実績及び国籍に関する情報の提供を行うこと」との記載が有りますが、従事者の国籍は個人情報に当たるため、調査・開示にあたっては本人の同意が必要となります。本人の同意をとるために、国籍に関する情報の具体的な開示方法・開示範囲等について協議を行った上での情報提供とさせていただきますようお願いいたします。	国籍に関する情報の確認は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和5年度版)」の規定により実施するものであり、主に委託事業者に対して外国政府からの影響を受けるおそれが十分排除されているかなどの点を確認することを求めています。
9	調達仕様書 P30	5.4.2保守業務(3)	要望	5.4.2保守業務の(3)に「担当課室が機器の保守対応時間において緊急招集した場合は、「4.2.5納品場所」に示す成果物の格納場所に、本保守業務を管理可能な管理者やリーダー相当の物が2時間以内に参集すること。」との記載がございますが、「5.2.5納品場所」として記載のある遠隔地センタについては、当該要件に入らない認識です。当該認識に相違ない場合は、その旨を明記頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「5.4.2 保守等業務 (3)」に記載のとおり、成果物の納品場所に、本保守業務を管理可能な管理者やリーダー相当の者は2時間以内に参集願います。
10	調達仕様書 P45	11.1.5実績及び評価結果の公表	要望	「機構は、委託業務の終了後、当該業務の実績及び評価結果(受託事業者名、契約実績額等を含む。)を機構のホームページにより公表することがある。」との記載が有りますが、公表内容については事前に受託事業者と協議した上で公表する旨を記載頂きますようお願いいたします。	公表内容についての事前の協議は、状況に応じて実施致します。
11	要件定義書 P11,12	4.2.1 図4.2.1.1	要望	「仮想化基盤の基本方針として、拠点毎に1つの仮想化基盤を設け、可能な限り物理サーバを1つのクラスターグループ内に配置すること」と図4.2.1.1の記載より、本案件において設置拠点B、及び遠隔地に管理サーバを構築することが受託事業者の役務と理解しました。また、弊社理解と要件に相違ない場合、 <u>仮想化管理サーバの要求仕様と構築の役務について明記いただけますよう宜しくお願い致します。</u>	ご認識のとおり、設置拠点B及び遠隔地に仮想化基盤管理サーバ(基盤管理サーバ、監視サーバ等)の構築を実施して頂きます。 ご要望を踏まえて、記載内容を見直し、本公示にて提示致します。
12	要件定義書 P11,12 【別添2】関連事業者との役務分担表	4.2.1 図4.2.1.1 項番385-389	提案	上記理解に相違ない場合、設置拠点B、遠隔地に構築される仮想化管理サーバは、今後、各拠点に構築される他システムとの接続が発生するものと想定しております。他システム構築の予定等ご明記されることを提案させていただきます。また、 <u>他システムとの接続に際しては、本システムの安定稼働を目的にシステム変更の影響調査等が必須と考えます。受託事業者の役務として追加いただくことをご検討いただけますようお願いいたします。</u>	要件定義書「4.16.2 保守業務の要件 (3) 保守業務の内容 ①基本事項」に記載のとおり、受託事業者は関連事業者と連携し、影響調査及び回答等の対応を実施して頂きます。
13	要件定義書 P17	4.3.1	要望	(iv) 運用管理居室設置機器に関して、ネットワーク機器HUBの台数が記載されておりますが、HUBの要求仕様が記載されておりません。仕様書に明記頂きますようお願い致します。	HUBの要求仕様を追記し、本公示にて提示致します。
14	要件定義書 P36	表4.11.3.1 項番6	要望	冗長性を考慮して、FCインターフェースも2スロット以上搭載するのが望ましいと想定されます。要件としてご検討いただけますよう宜しくお願い致します。 FCインターフェースは32Gbps以上SPF+ × 2ポート × <u>2スロット以上</u> 下表についても、同様にご検討いただけますと幸いです。 ・表4.11.3.2 ・表4.11.3.3	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
15	要件定義書 P41	4.11.3 (2) ③ (ii) 項番9	要望	「特定の物理的なポート間を中継する通信を遮断する機能」とございますが、ポートをShutdownして通信を遮断することが可能であれば満たしておりますでしょうか。	ポートを閉塞することにより、物理的なインタフェースの通信の遮断が可能であれば要件は満たしております。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
16	要件定義書 P43	4.11.3 (2) ④ (iii) 項番14	要望	CMS用外付けスピーカーと接続可能なこと。 としていただけませんか。	ご要望を踏まえて、要求仕様を見直し、本公示にて提示致します。
17	要件定義書 P57	4.11.9 (4) ①	要望	(4)仮想化環境に係る要件①「仮想化基盤環境に仮想サーバ等を自動生成する環境を構築し、関連事業者が記入するためのヒヤリングシートを作成すること。」について、ヒヤリングシートの修正等について以下の通りと理解しました。 ・ヒヤリングシートに変更が発生した場合、ヒヤリングシートの修正、追加、削除は受託者の役務に含まれる。 ・ヒヤリングシートの修正、追加、削除の役務は、システム稼働後も同様に受託者の役務である。 要件と相違がない場合、システム稼働後もヒヤリングシートの修正等は、受託者の役務に含まれる旨明記頂けますよう、よろしくお願い致します。	ご理解のとおり、ヒヤリングシートの修正等についても、役務の対象となります。 仮想化基盤ソフトウェアのバージョンアップ等により、ヒヤリングシートに変更は発生する際は、要件定義書「4.16.2 保守業務の要件(3) 保守業務の内容② 定常保守対応」に記載のとおり、事前に該当変更箇所と内容を報告のうえ、ヒヤリングシートの修正等の対応を実施願います。